内閣衆質一九六第三七五号

平成三十年六月十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度を検討するための労働者からのヒアリングに関す

る答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度を検討するための労働者からのヒアリングに

関する答弁等に関する質問に対する答弁書

## 一について

御指摘の先の答弁書(平成三十年五月十八日内閣衆質一九六第二八三号。以下「前回答弁書」という。)

を作成した当時は、 前回答弁書五及び六についてにおける「御意見等の詳細」については、企業との信頼

関係に鑑みて、 答弁を差し控えることが適当と判断したものであるが、その後、精査の結果、 御指摘の

「意見聴取」 の対象者の選定方法」、 「実施日」及び「聴取の時間」 等については、 これらを公表して

も企業にとって支障はないと判断し、 御指摘の参議院厚生労働委員会において答弁したものであり、 虚

偽答弁」であるとの御指摘は当たらないものと考えている。

## 一について

前回答弁書五及び六についてでお答えした「検討過程」は、 働き方改革を推進するための関係法律の整

備に関する法律案を国会に提出するまでを指したものであり、 「虚偽答弁」であるとの御指摘は当たらな

いものと考えている。